
冷静な対応を！貴金属等の訪問買取り

自宅を訪れた業者が貴金属等を買取る、いわゆる「押し買い」に関する苦情相談が増えています。

「不要な貴金属があったら売って欲しい、片方だけのイヤリングや壊れた指輪でもいい」と言われ、断ったにもかかわらず、「タンスの中にあるでしょう」としつこいので、母の形見の指輪を見せたところ、買取料として5千円を渡され指輪を持ち帰られてしまった・・・という事例です。

不意打ちの訪問、執拗な勧誘で怖くて断れなかった
買取価格が妥当かどうか疑わしい
形見の品を手放してしまい後悔している、解約したいが応じてもらえない
あつという間に買取り、業者の名前も連絡先もわからない、書面もない
等のトラブルが寄せられています。

訪問買取りは、消費者が業者に代金を支払って商品やサービスの提供を受けるものではないため、消費者を保護する現行の特定商取引法の規制を受けず、クーリングオフも適用されません。

また、品物はすぐに転売されるため、いったん業者に引き渡してしまうと取り戻すことはたいへん困難です。

買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。居座られたり脅されたりしたときは警察に連絡をすることも必要です。

なお、消費者庁では、23年度中の結論を目指して、現在、訪問買取業者に対する行為規制やクーリング・オフなど、特定商取引法の改正による法的措置を検討中です。

【消費者庁の情報】

消費者契約法第15条第1項の規定による公告（特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワークの適格消費者団体の認定申請に関するもの）

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/soken/nintei/koukoku/koukoku.html>

【経済産業省の情報】

経済産業省の部署や職員を名乗り、未公開株の損害金の返還訴訟費用を電話で請求する詐欺まがいの相談が入っています（注意喚起）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/111222jirei.pdf>

【国民生活センター情報】

「美容医療・契約トラブル110番」の開催について

http://www.kokusen.go.jp/info/data/2012_biyo110.html

公的介護保険を補ってくれる介護サービス？

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen127.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp
=====